

海の森公園ボランティア設置要綱

令和2年9月30日 2港臨公第107号

(設置目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、都民との協働により海の森公園の保護と適正な利用・管理の推進を図るため、海の森公園ボランティア（以下「ボランティア」という。）を設置する。

(主な活動内容)

第2条 ボランティアは、都の指示のもとに、主に次に掲げる活動を行う。

- (1) 育樹作業等、海の森公園を育てるために必要な作業
- (2) 環境教育を含む海の森公園のPR
- (3) モニタリング等の調査
- (4) 花壇等の美化活動
- (5) 海の森公園での育樹イベント時等における参加者への指導
- (6) 東京都海の森倶楽部をはじめとする企業、団体等との協力及び連携
- (7) その他都の協力依頼事項

(募集)

第3条 ボランティアの募集は、必要に応じて都が実施する。募集要項は別途定める。

(活動場所)

第4条 ボランティアは、次の場所で活動を行う。

- (1) 海の森公園（江東区海の森三丁目地内）
- (2) 辰巳の森緑道公園作業小屋及びその周辺（江東区辰巳一丁目地内）。ただし、海の森公園の開園までの期間とする。
- (3) 海の森公園PRイベントが実施される他の海上公園等
- (4) その他都が指定する場所

(ボランティアの登録等)

第5条 ボランティアの登録は、次のとおり行う。

- (1) ボランティアとなることを希望する者は、都が開催する「海の森公園ボランティア養成研修」の講習を修了し、海の森公園ボランティア登録申込書（別記第1号様式）を提出する。

(2) 都は、前号の申込書を提出した者に対して、海の森公園ボランティア登録証（別記第2号様式）を交付する。

2 ボランティアの登録期間は4月1日から1年間とする。ただし、年度の途中に登録した場合は、当該年度の3月31日までとする。また、登録の更新を妨げない。

3 ボランティアの登録の更新は、次のとおり都が行う。

(1) ボランティアは、登録期間内において、第2条に示す活動を行い、登録の更新を希望する場合は、海の森公園ボランティア登録申込書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、都に提出する。

(2) 都は、前号の申込書を提出した者に対して、海の森公園ボランティア登録証（別記第2号様式）を交付する。

4 都は、ボランティアが法令違反等ボランティアの一員としてふさわしくない行為をした場合、又はボランティアの登録の抹消をボランティア本人が申し出た場合は、登録を抹消することができる。

（ボランティアの運営）

第6条 都は、ボランティア活動を運営する職員等（委託業者を含む。）を配置するとともに、当該活動に先立ち、年間のボランティア活動計画を定める。

2 都は上記活動計画を定めるにあたって、ボランティアからの意見を聴取する。

（都の責務）

第7条 都は、ボランティアに対し、次の支援を行う。

(1) 研修等の実施による技術協力

(2) 活動に必要な情報の提供及び物品の貸与

（費用負担）

第8条 都は交通費、連絡費及び報酬に該当するものは支給しない。ただし、第4条第3号に規定する活動場所への交通費は、この限りでない。

2 ボランティア保険加入費用は、都が負担する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

※登録番号は記載不要です

登録番号

- 第 号

年 月 日

海の森公園ボランティア登録申込書

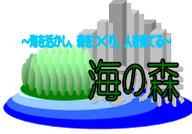
東京都港湾局臨海開発部

海上公園計画担当課長 殿

私は、海の森公園ボランティアとしての活動を希望しますので、下記のとおり登録を申し込みます。

ふりがな 氏 名		電 話	自宅 () 連絡先 ()
電子メール			
年 齢	歳	F A X	()
住 所	(〒 -)		

(第2号様式)

海の森公園ボランティア登録証	
登録番号: ー第 号	
氏名	
上記の者は、海の森公園ボランティアに登録していることを証明します。	
有効期間	年 月 日～ 年 月 日
東京都港湾局臨海開発部海上公園計画担当課長 印	

注意事項

- 1 この証明書の記載事項を訂正したものは無効とする。
- 2 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失、破損した際は速やかに連絡してください。
- 4 ボランティア活動時には必ず所持し、周りから見えやすいようにご配慮ください。